

# Lenovo 保証の内容と制限

## 第 1 章 - 共通条項

この「保証の内容と制限」(以下、「本書」といいます。)は、第 1 章 - 共通条項、第 2 章 - 各国固有の条項、および第 3 章 - 保証情報、により構成されています。第 2 章には、第 1 章記載の条項を変更または置き換える条項が記載されている場合があります。本書に記載の保証は、Lenovo Group Limited またはその子会社の 1 つ (以下、「Lenovo」といいます。) により提供され、お客様が再販売の目的でなく自己使用の目的で購入する機械にのみ適用されます。「機械」とは、Lenovo 機械本体、オプション、機構、型式変更、アップグレード、周辺装置またはその組み合わせを意味します。「機械」には、機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかにかかわらず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。本書は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

### 本保証の適用対象

Lenovo は、各機械が Lenovo 所定の仕様 (以下、「仕様」といいます。) により良好に稼動することを保証します。お客様は、この仕様を請求し入手できません。本機械の保証期間は、第 3 章 - 保証情報で特定される期間とし、機械の引渡日から開始します。機械の引渡日は、Lenovo または Lenovo ビジネス・パートナーが別途規定・通知する以外は、お客様の納品書もしくは領収書上の日付とします。Lenovo が別途定める場合を除き、本書は、お客様が Lenovo 機械を購入された国または地域においてのみ適用されます。

本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わるものとして、国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。この場合の保証も「プログラム」の保証期間内に限定され、当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。

### 本保証の適用除外

本保証は、以下のものに適用されません。

- 本機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかにかかわらず、すべてのソフトウェア・プログラム
- 誤用、事故、災害、変更、Lenovo 所定の設備条件および稼動環境に合致しない環境、またはお客様によってなされた不適切な保守から生じる故障
- Lenovo に保証責任のない製品により引き起こされた故障
- すべての他社製品。他社製品にはお客様のご要望により Lenovo が調達し、Lenovo 機械と共にまたは組み込んで提供する他社製品を含みます。

機械または部品の ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無効となります。

Lenovo は、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないことを保証するものではありません。

保証期間中の機械に対し提供される技術的またはその他のサポート (例えば、使用方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など) については、いかなる保証も適用されません。

### 保証サービスの利用方法

保証サービスは、Lenovo、IBM、または Lenovo ビジネス・パートナー (保証サービスを実行することが認定されている場合に限り) または許可された保証サービス提供者によって提供される場合があります。これらを総称して「サービス提供者」といいます。

機械が保証期間中に仕様どおりの良好な稼動状態でなくなった場合には、サービス提供者にご連絡ください。Lenovo への製品登録を行っていない場合は、保証サービスを受ける権利の証として、保証書等の購入証明書の提示を求められる場合があります。

### 問題を解決するために Lenovo が行うこと

サービス提供者にサービスを依頼する場合は、Lenovo が指定する問題の判別と解決の手順に従ってください。技術者との電話による応対もしくはサポート用 Web サイトを通じたやりとりにより、お客様の問題の初期診断が行われます。

本機械に適用される保証サービスの種類は、第 3 章 - 保証情報で指定されています。

サポート用 Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定のソフトウェアのアップグレードについては、サービス提供者が提供する取扱説明に従って、お客様の責任でダウンロードして導入してください。ソフトウェア・アップグレードには、BIOS (基本入出力システム)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバー、およびその他のソフトウェア・アップグレードが含まれる場合があります。

キーボード、マウス、スピーカー、メモリー、ハード・ディスクなどのカスタマー交換可能ユニット (以下、「CRU」といいます。) を使用して問題を解決できる場合は、サービス提供者はお客様が導入できるように CRU を出荷します。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼働状態でなくなったときに、電話または Web サイトを通じた対応もしくはソフトウェアの更新、または CRU を使用しても問題を解決できない場合には、サービス提供者はその判断により、1) 機械を修理して保証どおり稼働させるか、または 2) 少なくとも機能的に同等の機械と交換します。サービス提供者が機械を修理もしくは交換できない場合、お客様は、この機械を購入元に返却することにより、支払済代金の返金を受けることができます。

さらにサービス提供者は、保証サービスの一環として、機械に対し適切であると判断した技術的変更を実施することがあります。

### 機械または部品の交換

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、サービス提供者により取り外された旧部品または機械は Lenovo の所有とし、取り付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様は取り外された部品が純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼動し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。

### お客様のその他の責任

お客様は、サービス提供者が機械または部品の交換を行う前に保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、付加物を取り外すものとします。

お客様は、次の各号に同意するものとします。

1. 機械に交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証すること。
2. お客様の所有に属さない機械に、サービス提供者がサービスを提供することについて、機械の所有者から承諾を得ること。
3. 次に該当する場合、サービスを受ける前に:
  - a. サービス提供者が提供するサービス要求の手順に従うこと。
  - b. 機械に含まれるすべてのプログラム、データおよび資源を安全に保管すること。
  - c. サービス提供者が保証サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにすること。
4. (a) 個人を特定する、または特定し得るすべての情報（以下「個人データ」といいます。）が、技術的に可能な範囲で機械から削除されたことを確認すること。(b) サービス提供者が本書に基づく義務を履行するために必要と判断した場合に、機械に残っている個人データをお客様のために処理することを認めること。この処理はサービス提供者の指定する第三者が行なうことがあり、この処理のために海外の別のサービス・ロケーションへ機械が配送されることがあります。(c) この処理が、個人データに対し適用されるいかなる法律をも遵守していることを確認すること。

#### **責任の制限**

お客様の機械が 1) サービス提供者の占有下にある場合、および 2) Lenovo の費用負担で輸送中の場合における機械の滅失破損については Lenovo の責任とします。

Lenovo もサービス提供者も、いかなる場合であれ、お客様が返却した機械に含まれるお客様の機密情報、専有情報または個人情報については責任を負いません。お客様は、機械を返却する前に、これらの情報を機械から取り除いてください。

お客様が Lenovo の責に帰すべき事由（契約不履行、過失、不実表示または不法行為等を含みます。）に基づく損害に対して救済を求める場合、Lenovo の賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。

1. 法的に Lenovo の責に帰する、生命・身体または有体物に対する賠償責任。
2. お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった当該「機械」の売価相当額を限度とする金銭賠償責任。

この制限は、Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者に対する損害賠償請求にも適用されます。お客様は、Lenovo、サプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者に対して重複して損害賠償を請求することはできません。

いかなる場合においても、LENOVO、LENOVO のサプライヤー、ビジネス・パートナーまたはサービス提供者は、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。1) 第三者からの賠償請求に基づく損害（本項の上記 1. の賠償責任の場合を除く）、2) データの喪失、または損傷、3) 特別損害、付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害、4) 逸失した利益、ビジネス上の収益、信用あるいは節約すべかりし費用。国または地域によっては、法律の強行規定により、上記の責任の制限が適用されない場合があります。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。

#### **準拠法**

両当事者は法原理の矛盾に関する場合を除き、本書から生じる、もしくは本書に関連する両当事者のすべての権利義務を、規律、解釈、実施するために、お客様が「機械」を購入された国の法律を適用することに同意するものとします。

以上の保証は、お客様に一定の法的権利を与えておりますが、国または地域によって異なる場合があります。

#### **裁判管轄権**

両当事者の権利および義務については、お客様が「機械」を購入された国の裁判所を管轄裁判所とします。

## **第 2 章 – 各国固有の条項**

### **アメリカ**

#### **アルゼンチン**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らブエノスアイレス市直轄商事裁判所によって解決されるものとします。

#### **ボリビア**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らラパス市の法廷によって解決されるものとします。

#### **ブラジル**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らリオデジャネイロ州、リオデジャネイロの法廷によって解決されるものとします。

#### **チリ**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らサンチアゴの民事裁判所によって解決されるものとします。

#### **コロンビア**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らコロンビア共和国の裁判官によって解決されるものとします。

#### **エクアドル**

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らキトの裁判官によって解決されるものとします。

## メキシコ

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らメキシコシティー連邦区の連邦裁判所によって解決されるものとします。

## パラグアイ

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らアスンシオン市の法廷によって解決されるものとします。

## ペルー

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らリマ司法管轄区セルカドの裁判官および裁判所によって解決されるものとします。

**責任の制限:** 本条の最後に次のように追加します。

ペルーの民法第 1328 条に基づき、本条で指定された制限と適用除外は Lenovo の故意の不法行為 (“dolo”) または重大な過失 (“culpa inexcusable”) には適用されません。

## ウルグアイ

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らモンテビデオ市の法廷によって解決されるものとします。

## ベネズエラ

**準拠法:**この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らカラカス首都圏の法廷によって解決されるものとします。

## 北アメリカ地域

**保証サービスの利用方法:** 本条に次のように追加します。

カナダまたはアメリカ合衆国において保証サービスを得るには、1-800-IBM-SERV (426-7378) に電話してください。

### カナダ

**責任の制限:** 本条の第 1 項を次のように置き換えます。

1. Lenovo の過失によってお客様に生じた身体、生命または有体物に対する賠償責任。

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分の部分を次のように置き換えます。

オンタリオ州の法律。

### アメリカ合衆国

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律。

## アジア太平洋

### オーストラリア

**本保証の適用対象:** 本条に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づくお客様の権利に追加するものであり、適用される法規によって認められる範囲においてのみ制限されます。

**責任の制限:** 本条に次のように追加します。

Lenovo が、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づく黙示の条件または保証に違反した場合は、Lenovo の損害賠償責任は、Lenovo が商品を提供する場合、この製品の修理もしくは交換または同等の製品との交換に限ります。ただし、当該条件または保証が個人的または家庭用に使用または消費する目的の商品に対する販売権、平穩的占有権または明示的所有権に関連する場合は、本条記載の責任制限は適用されません。

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分の部分を次のように置き換えます。

州または地域の法律

### カンボジアおよびラオス

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分の部分を次のように置き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律。

### カンボジア、インドネシアおよびラオス

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効な Singapore International Arbitration Center (SIAC) の規則に従ってシンガポールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は SIAC の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

## 香港（中国の特別行政区）およびマカオ（中国の特別行政区）

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を書き換えます。

香港（中国特別行政区）の法律。

## インド

**責任の制限:** 本条の第 1 項および第 2 項を書き換えます。

1. お客様に生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任は Lenovo の過失のみに限られます。
2. この「保証の内容と制限」に基づく、あるいはこれに関連する Lenovo の契約不履行により、お客様に現実には発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生時の直接原因となった機械の支払済みの売買価格相当額。

**仲裁:** この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なインドの法律に従って、インド共和国バンガロールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は Bar Council of India の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

## 日本

**準拠法:** 本条に次の文を追加します。

本書に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

## マレーシア

**責任の制限:** 5 番目の段落の第 3 項の「特別損害」という語は削除します。

## ニュージーランド

**本保証の適用対象:** 本条に次の段落を追加します。

本条に規定される保証条件は、Consumer Guarantees Act 1993 またはその他の強行法規に基づくお客様の権利に追加するものです。ただし Consumer Guarantees Act 1993 は、同法で定義するビジネスを目的として Lenovo が提供した製品についてはいかなる場合も適用されません。

**責任の制限:** 本条に次のように追加します。

お客様が Consumer Guarantees Act 1993 で規定するビジネスの目的以外で製品またはサービスを取得した場合には、本条の責任の制限は当該法律の適用を受けるものとします。

## 中華人民共和国 (PRC)

**準拠法:** 最初の文の「機械を購入された国の法律」という部分を書き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律（地域法により別の定めがある場合を除く）。

## フィリピン

**責任の制限:** 5 番目の段落の第 3 項を、次のように書き換えます。:

**特別損害 (名目的損害および懲罰的損害を含む)、道徳的損害、付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害。**

**仲裁:** この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なフィリピンの法律に従ってフィリピン共和国首都マニラにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合は、議長は Philippine Dispute Resolution Center,

Inc. の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容と制限」よりも優先されます。

## シンガポール

**責任の制限:** 5 番目の段落の第 3 項の「特別損害」および「拡大損害」という語は、削除します。

## ヨーロッパ、中東およびアフリカ (EMEA) 地域

以下の事項がすべての EMEA 諸国に適用されます。

本書の各条項は、Lenovo または Lenovo ビジネス・パートナーより購入された機械に適用されます。

### 保証サービスの利用方法:

**西ヨーロッパ** (アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、バチカン市国および本「保証の内容と制限」の送付日以降に EU に加盟したすべての国) に次の段落を追加します。

西ヨーロッパで購入された機械の保証は、Lenovo がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての西ヨーロッパ諸国で有効であり、適用されます。

お客様が、機械を上記の西ヨーロッパ諸国で購入された場合は、お客様が保証サービスの提供を望む国で Lenovo がかかる機械を発表し販売していることを条件に、これらのいずれの国においても、Lenovo により保証サービスを提供することが認められたサービス提供者または現地の Lenovo より機械の保証サービスを受けることができます。

お客様が、パーソナル・コンピューター・マシンをアルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、ユーゴスラビア連邦共和国、マケドニア共和国 (FYROM)、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア共和国、スロベニアまたはウクライナで購入された場合は、お客様が保証サービスの提供を望む国で Lenovo がかかる機械を発表し販売していることを条件に、これらのいずれの国においても Lenovo により保証サービスを提供することが認められたサービス提供者より機械の保証サービスを受けることができます。

お客様が、機械を中近東またはアフリカ諸国で購入された場合は、Lenovo がかかる機械を発表し販売していることを条件に、これらのいずれの国においても、Lenovo により保証サービスを提供することが認められたサービス提供者より機械の保証サービスを受けることができます。アフリカにおける保証サービスは、サービス提供者の所在地から 50 キロメートルの範囲内で利用することができます。サービス提供者から 50 キロメートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

### 準拠法:

「機械を購入された国の法律」という句を、次のように置き換えます。

1) アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、マケドニア共和国、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタンおよびユーゴスラビア連邦共和国では、「オーストリアの法律」。2) アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギニア、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボワール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツおよびウォリス・フートナでは、「フランスの法律」。3) エストニア、ラトビアおよびリトアニアでは、「フィンランドの法律」。4) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国 (英国)、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビアおよびジンバブエでは、「英国の法律」。および 5) 南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランドでは、「南アフリカの法律」。

**裁判管轄権:** 本条に以下の例外を追加します。

1) **オーストリア** では、本「保証の内容と制限」に起因する、または関連して生じるすべての紛争 (本書の存在も含めて) は、オーストリア、ウィーン (インナー・シティ) の管轄裁判所に委ねられます。2) **アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエ** では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、英国法廷の専属管轄権により処理されるものとします。3) **ベルギーおよびルクセンブルグ** では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の解釈あるいは執行に関連したすべての紛争は、お客様の登録営業所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法定のみが管轄権を有します。4) **フランス、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギニア、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボワール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フテユナ** では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書への違反または執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、専らバリの商事裁判所により解決されるものとします。5) **ロシア** では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の解釈、違反、終了、執行の無効性に関連したすべての紛争はモスクワの仲裁裁判所によって解決されるものとします。6) **南アフリカ、ナミビア、レソトおよびスワジランド** では、本「保証の内容と制限」に関連するすべての紛争は、ヨハネスブルグの高等裁判所の管轄権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するものとします。7) **トルコ** では、本「保証の内容と制限」に関連するすべての紛争、または本書に関連したすべての紛争は、トルコ共和国イスタンブールの Istanbul Central (Sultanahmet) Courts and Execution Directorates によって解決されるものとします。8) 次の国々では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての法的申し立ては専ら以下に示した都市の管轄裁判所に提出され、解決されるものとします。a) **ギリシャ** ではアテネ、b) **イスラエル** ではテルアビブ・ヤフォ、c)

イタリアではミラノ、d) ポルトガルではリスボン、e) スペインではマドリッド。9) 英国では、本「保証の内容と制限」に関連したすべての紛争は、英国法定の裁判権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するものとします。

**仲裁:** この見出しの下に以下を追加します。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、マケドニア共和国、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、およびユーゴスラビア連邦共和国では、本「保証の内容と制限」に起因する、または本書への違反行為、終了または無効性に関連したすべての紛争は、Rules of Arbitration and Conciliation of the International Arbitral Center of the Federal Economic Chamber in Vienna (ウィーン・ルール) の下で、このルールに従って任命された 3 人の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。この仲裁は、オーストリアのウィーンで行なわれ、仲裁手続きの公用語は英語とします。仲裁人の裁定は最終的なものであり、当事者双方に対する拘束力を持つものとします。したがって、オーストリア民事訴訟法第 598 (2) 項に基づいて、当事者双方は同訴訟法第 595 (1) 項、図 7 の適用を明示的に放棄するものとします。ただし、Lenovo は機械が据え付けられた国の管轄裁判所に訴訟を起こす場合があります。

エストニア、ラトビアおよびリトアニアでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、紛争発生時に有効なフィンランドの仲裁法に従って、フィンランドのヘルシンキで行なわれる仲裁で最終的に解決されるものとします。各当事者は 1 人の仲裁人を任命するものとします。2 人の仲裁人は議長を任命します。両仲裁人が、議長について合意できない場合は、ヘルシンキの Central Chamber of Commerce が議長を任命するものとします。

## EU

**以下の事項が、すべての EU 諸国に適用されます。**

EU 諸国で購入された機械の保証は、Lenovo がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての EU 諸国で有効であり、適用されます。

**保証サービスの利用方法:** 本条に次のように追加します。

EU 諸国において、IBM より保証サービスを受けるには、第 3 章 - 保証情報の『各国の電話番号リスト』を参照してください。

IBM の以下のアドレスに連絡を取ることができます。

IBM Warranty & Service Quality Dept.  
PO Box 30  
Spango Valley  
Greenock  
Scotland PA16 0AH

## 消費者

消費者は、消費財の販売を統制する適用国内法の定めによる法的権利を持ちます。本「保証の内容と制限」に規定する保証は、かかるお客様の権利を変更するものではありません。

## オーストリア、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンおよびスイス

**責任の制限:** 本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

1. 本「保証の内容と制限」に規定される、または本書に関連する Lenovo の義務の履行の結果生じる、または本書に関連したその他の原因によって生じるいかなる損害および損失に対する Lenovo の責任も、かかる義務の不履行 (Lenovo に過失がある場合) またはかかる原因により現実発生した通常かつ直接の損害に対し、お客様が機械に支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されます。  
上記の制限は、法的に Lenovo の責に帰する身体、生命および有体物に対する賠償責任には適用されません。
2. いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーまたはサービス提供者は、その予見の有無を問わず発生した以下のものについて賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ、損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

## フランスおよびベルギー

**責任の制限:** 本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

1. 本「保証の内容と制限」に規定される、または本書に関連する Lenovo の義務の履行の結果生じるいかなる損害および損失に対する Lenovo の責任も、かかる義務の不履行 (Lenovo に過失がある場合) により現実発生した通常かつ直接の損害に対し、お客様が損害の原因となった機械の購入時に支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されます。  
上記の制限は、法的に Lenovo の責に帰する身体、生命および有体物に対する賠償責任には適用されません。
2. いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーまたはサービス提供者は、その予見の有無を問わず発生した以下のものについて賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ、損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

次に指定されている国には、以下の事項が適用されます。

#### オーストリア

本「保証の内容と制限」の規定は、適用可能なすべての法的保証に置き換わるものです。

**本保証の適用対象:** 本条の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

Lenovo 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を保証するものです。

本条に次の段落を追加します。

保証不履行に対する訴訟中の消費者への保証期間は最小限、法定期間とします。サービス提供者が Lenovo 機械を修理できない場合、お客様は Lenovo に対して修理できない機械の対価を換算し、そこから算定される金額を一部返金として要求すること、または、当該機械に対する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

2 番目の段落は適用されません。

**問題を解決するために Lenovo が行うこと:** 本条に次の事項を追加します。

保証期間中の故障した機械の IBM 所定のサービス・センターへの輸送費用を Lenovo が弁済するものとします。

**責任の制限:** 本条に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、Lenovo の不法行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

次の文を第 2 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、Lenovo による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限りです。

#### エジプト

**責任の制限:** 本条の第 2 項を次のように置き換えます。

お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の支払済みの総額を限度額とする金銭賠償責任。

サプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者に対する条件の変更はありません。

#### フランス

**責任の制限:** 本条の最初の段落の 2 番目の文を次のように置き換えます。

お客様が損害に対して救済を求める場合、Lenovo の賠償責任は請求の原因を問わず、次の各号に定めるものを上限とします。(第 1 項および第 2 項は変更ありません。)

#### ドイツ

**本保証の適用対象:** 本条の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

Lenovo 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を保証するものです。

本条に次の段落を追加します。

機械に対する最低保証期間は 12 か月です。サービス提供者が Lenovo 機械を修理できない場合、お客様は Lenovo に対して修理できない機械の対価を換算し、そこから算定される金額を一部返金として要求すること、または、当該機械に対する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

2 番目の段落は適用されません。

**問題を解決するために Lenovo が行うこと:** 本条に次の事項を追加します。

保証期間中の機械の Lenovo または IBM 所定のサービス・センターへの輸送は、Lenovo の負担にて行います。

**責任の制限:** 本条に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、Lenovo の不法行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

次の文を第 2 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、Lenovo による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限りです。

#### ハンガリー

**責任の制限:** 本条の最後に次のように追加します。

本条に規定された制限と適用除外は、故意、重大な過失または犯罪行為により引き起こされた、生命または身体の健康を損なう契約不履行には適用されません。

両当事者は、この責任の制限を有効な条項として受け入れ、本「保証の内容と制限」からお客様が享受する便益が責任の制限と均衡していること、および、責任の制限としての売買価格相当額にハンガリーの民法第 314.(2) 項が適用されるものであることを表明します。

#### アイルランド

**本保証の適用対象:** 本条に次の項を追加します。

本書で明示的に規定する場合を除き、Sale of Goods Act 1893 または Sale of Goods and Supply of Services Act 1980 に基づく黙示の保証およびその他のいかなる黙示の保証を含む法的な保証責任に代わるものとします。

**責任の制限:** 本条の文を次のように置き換えます。

本条において、Lenovo の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して Lenovo が法的責任を負うべき Lenovo 側の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。実質的同一の損失または損害という結果を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の Lenovo の帰責事由は、それらの中で最後に発生した日付で発生した単一の Lenovo の帰責事由として処理されます。

Lenovo の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が Lenovo に救済を求める状況が発生する場合があります。

本条では Lenovo の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

1. Lenovo は、Lenovo の過失により引き起こされた死亡または身体傷害については無限責任を負うものとします。
2. 下記の **Lenovo が責任を負わない項目**を前提として、Lenovo は、Lenovo の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
3. 上記の第 1 項および第 2 項の規定を除き、1 件の Lenovo の責に帰すべき事由に基づき現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格の 125% 相当額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

**Lenovo が責任を負わない項目**

上記の第 1 項に記載された責任は除き、いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者は、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。

1. データの喪失、または損傷。
2. 特別損害、間接損害またはその他の拡大損害。
3. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

**スロバキア**

**責任の制限:** 最後の段落の後に次のように追加します。

この制限は、スロバキアの商法 § § 373-386 により禁止される場合を除き適用されるものとします。

**南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド**

**責任の制限:** 本条に次のように追加します。

本「保証の内容と制限」内容に関し、Lenovo の不履行を含めたあらゆる状況で、お客様に現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、損害発生 の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格相当額を限度とする金銭賠償責任に限ります。

**グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 (英国)**

**責任の制限:** 本条の文を次のように置き換えます。

本条において、Lenovo の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して Lenovo が法的責任を負うべき Lenovo 側の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。実質的に、同一の損失または損害を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の Lenovo の帰責事由は、単一の Lenovo の帰責事由として処理されます。

Lenovo の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が Lenovo に救済を求める状況が発生する場合があります。

本条では Lenovo の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

1. Lenovo は以下のものについては無限責任を負います。
  - a) Lenovo の過失により引き起こされた死亡または身体傷害。
  - b) Sale of Goods Act 1979 の第 12 条または Supply of Goods and Services Act 1982 の第 2 条に定める黙示の責任違反。
2. 下記の **Lenovo が責任を負わない項目**を前提として、Lenovo は、Lenovo の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
3. 上記の第 1 項および第 2 項の規定を除き、1 件の Lenovo の責に帰すべき事由に基づき現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格の 125% 相当額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

これらの制限は、Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者にも適用されます。これらの制限は、Lenovo と Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者が共同で責任を負う最大賠償額を示します。

**Lenovo が責任を負わない項目**

上記の第 1 項に記載された責任は除き、いかなる場合においても、Lenovo、ならびに Lenovo のサプライヤー、ビジネス・パートナーおよびサービス提供者は、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。

1. データの喪失、または損傷。
2. 特別損害、間接損害またはその他の拡大損害。
3. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

**第 3 章 – 保証情報**

第 3 章は、保証期間、および Lenovo が提供する保証サービスの種類を含めて、本機械に適用される保証についての情報を規定します。

**保証期間**

保証期間は、国または地域によって異なり、下記の表で指定されます。注: 「地域」とは中国の香港もしくはマカオ特別行政区を意味します。

保証期間に「1 年オンサイト 3 年部品保証」と記載された機械については次のように保証サービスを提供します。

- a. 保証期間 1 年目は、部品および保守作業は無償。
- b. 保証期間 2 年目および 3 年目は、基本的に部品の交換のみとなります。保証期間 2 年目および 3 年目は、部品は無償、サービス提供者による保守作業は有償となります。

**マシン・タイプ XXXX**

機械を購入した国または地域	保証期間	保証サービスの種類

--	--	--

## 保証サービスの種類

必要に応じて、サービス提供者は、上記の表で機械に指定された保証サービスの種類に応じて、下記に記述するとおり修理または交換サービスを提供します。サービスのご提供日時は、お客様のお問い合わせの時間および部品の在庫状況によって異なります。サービスのレベルは、目標応答時間で設定されますが、保証されるものではありません。指定された保証サービスのレベルは、世界中のすべての地域で利用可能であるとは限りません。サービス提供者の通常のサービス地域以外では追加料金がかかる場合があります。国および地域に固有の情報については、サービス提供者の担当員またはビジネス・パートナーにお問い合わせください。

### 1. カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サービス

Lenovo は、お客様がご自身で導入できるように CRU を出荷します。Lenovo が Tier 1 と指定した CRU はお客様が容易に導入できますが、Tier 2 と指定した CRU の導入には多少のスキルとツールを要します。CRU についての情報および交換手順のご案内は、機械と一緒に出荷されます。また、お客様はそれをいつでも Lenovo に要求し、入手することができます。CRU の導入は、対象の機械に関して指定された保証サービスの種類に基づき、追加料金なしでサービス提供者に要請することもできます。Lenovo は、取り替えた元の (故障した) CRU を返却する必要があるかどうかを交換用 CRU に同梱される資料に指定するものとします。返却が必要な場合は、1) 返却の指示および返送用梱包材が交換用 CRU と一緒に出荷され、2) お客様が、故障した CRU を交換用 CRU の受領から 30 日以内に返却されない場合は、Lenovo は交換用 CRU の代金を請求させていただきます。

### 2. オンサイト・サービス

サービス提供者が、お客様の機械設置場所で機械の修理または交換を行い、機械の動作を検証します。お客様は、Lenovo 機械の分解および再組み立てを行うことができる適切な作業場を提供する必要があります。作業場は、清潔で明るく、分解および再組み立てに適した場所で行なければなりません。機械によっては、修理のために、当該機械を指定されたサービス・センターに送付する必要がある場合があります。

### 3. クーリエ・サービス\*

お客様は、サービス提供者が手配した引き取りサービスのために、故障した機械の接続を外します。指定されたサービス・センターにお客様が機械を返送するための輸送用コンテナが提供されます。宅配便業者が機械を回収し、指定されたサービス・センターに配送します。修理または交換後、サービス・センターは、お客様の機械設置場所に機械を返送する手配をします。返送された機械の取り付けと検証は、お客様の責任となります。

### 4. 持ち込みまたは郵送サービス

お客様は、サービス提供者が指定する方法で (別途規定される場合を除き、送料前払いで)、適切に梱包された機械を、指定された場所に配送または郵送します。機械の修理または交換後、お客様が回収できるようにします。郵送サービスの場合、別途サービス提供者が定める場合を除き、Lenovo の費用負担で機械をお客様に返送します。受領後の機械の取り付けおよび検証は、お客様の責任で行います。

### 5. CRU + オンサイト・サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 2 を組み合わせたものです (上記を参照)。

### 6. CRU + クーリエ・サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 3 を組み合わせたものです (上記を参照)。

### 7. CRU + 持ち込みまたは郵送サービス

この種類の保証サービスは、上記 1 と 4 を組み合わせたものです (上記を参照)。

保証サービスの種類 5、6 または 7 が列挙されている場合、修理に際しどの保証サービスの種類が該当するかはサービス提供者が決定するものとします。

\* 一部の国では、このタイプのサービスは、ThinkPad EasyServ または EasyServ と呼ばれます。

保証サービスを受ける場合には、サービス提供者にご連絡ください。カナダまたはアメリカ合衆国では、1-800-IBM-SERV (426-7378) に電話してください。その他の諸国では、下記の電話番号を参照してください。

## 各国の電話番号リスト

電話番号は、予告なしに変更される場合があります。本「保証の内容と制限」の送付日以降に EU に加盟した国、またはまだリストに記載されていないその他の国における保証サービスの連絡先電話番号については、それぞれの国の Lenovo、IBM サービス・センターまたはビジネス・パートナーにお問い合わせください。

国または地域	電話番号	国または地域	電話番号
アフリカ	アフリカ:	ラトビア	+386-61-1796-699
	+44 (0)1475 555 055		
	南アフリカ:		
	+27 11 3028888 および		
	0800110756		
	中央アフリカ: 最寄りの		

	IBM ビジネス・パートナー		
	に連絡してください。		
アルゼンチン	0800-666-0011	リトアニア	+386-61-1796-699
オーストラリア	131-426	ルクセンブルグ	+352-298-977-5063
オーストリア	+43-1-24592-5901	マレーシア	1800-88-8558
ベルギー	オランダ語: 02-210 9820	マルタ	+356-23-4175
	フランス語: 02-210 9800		
ボリビア	0800-0189	メキシコ	001-866-434-2080
ブラジル	55-11-3889-8986	中東	+44 (0)1475-555-055
カナダ	英語: 1-800-565-3344	オランダ	+31-20-514-5770
	フランス語: 1-800-565-3344		
	トロント地区専用コール:		
	416-383-3344		
チリ	800-224-488	ニュージーランド	0800-446-149
中華人民共和国 (PRC)	800-810-1818	ニカラグア	255-6658
中国	ホーム PC:	ノルウェー	NetVista および
(香港	852 2825 7799		ThinkCentre:
S.A.R.)			+47 6699 8960
	市販 PC:		全製品:
	852 8205 0333		+47 815 21550
コロンビア	1-800-912-3021	パナマ	206-6047
コスタリカ	284-3911	ペルー	0-800-50-866
キプロス	+357-22-841100	フィリピン	1800-1888-1426
チェコ共和国	+420-2-7213-1316	ポーランド	+48-22-878-6999
デンマーク	4520-8200	ポルトガル	+351-21-892-7147
ドミニカ	566-4755	ロシア連邦	+7-095-940-2000
共和国			
	566-5161 内線 8201		
	ドミニカ共和国内は		
	通話料無料:		
	1-200-1929		
エクアドル	1-800-426911	シンガポール	1800-3172-888
エルサルバドル	250-5696	スロバキア	+421-2-4954-1217
エストニア	+386-61-1796-699	スロベニア	+386-1-5830-050
フィンランド	+358-9-459-6960	スペイン	+34-91-714-7983
フランス	+33-238-557-450	スリランカ	+94-11-2448-442
			+94-11-2421-066
			+94-11-2493-500
ドイツ	+49-7032-15-49201	スウェーデン	+46-8-477-4420
ギリシャ	+30-210-680-1700	スイス	+41-58-333-0971
グアテマラ	335-8490	台湾	886-2-8723-9799
ホンジュラス	テグシガルバおよび	タイ	1-800-299-229
	サンペドロスラ: 232-4222		

	サンペドロスラ:		
	552-2234		
ハンガリー	+36-1-382-5720	トルコ	00800-211-4032
			+90-212-317-1760
インド	1600-44-6666	英国	+44-1475-555-055
インドネシア	800-140-3555	アメリカ合衆国	1-800-IBM-SERV
			(1-800-426-7378)
アイルランド	+353-(0)1-815-9200	ウルグアイ	000-411-005-6649
イタリア	+39-02-7031-6101	ベネズエラ	0-800-100-2011
日本	フリーダイヤル: 0120-887-870;	ベトナム	ホーチミン:
	国際電話:		(848) 824-1474
	+81-46-266-4724		
			ハノイ:
韓国	1588-5801		(844) 842-6316